

市川二中同窓会細則 1

同窓会役員選出に関する細則

第1条（目的）

本細則は同窓会会則の趣旨にのっとり、同窓会役員（理事及び会計監査委員を総称して役員と呼ぶ）の選出方法について取り決める。

第2条（役員の数）

1. 理事の数は、会則の定めにより会長理事、副会長理事の二役を含め15名以上とする。
2. 二役の数は、会長理事（略称会長）1名、副会長理事（略称副会長）若干名とする。
3. 会計監査委員の数は2名とする。

第3条（役員選出委員会）

1. 評議委員会の下に役員選出委員会を置き、役員選挙に関わる業務を司る。役員選出委員会は役員選出のための立候補者の受付及び立候補者定数未達時の立候補者の推薦の任を負う。
2. 役員選出委員会は委員長1名、副委員長1名及び委員若干名より構成される。
3. 委員長は理事或いは評議委員より選任する。副委員長及び委員は正会員より選任する。選任は評議委員会の承認を必要とする。

第4条（選挙の時期、選挙の告示、立候補締め切り）

1. 役員選出は総会決議事項なので定例選挙、補欠選挙とも原則として定期総会時に実施する。
2. 役員選出委員会は会報及び同窓会ホームページにて役員選挙の告示を行う。
3. 時間の経過から会報及び同窓会ホームページにて告示出来ずかつ評議委員会が補欠選挙を実施する必要があると判断したときは、告示無しに役員選出委員会は立候補者を推薦できる。
4. 告示の内容は次による。
 - 1) 選挙対象の区分及び役員の数
選挙対象の区分とは、会長理事、副会長理事、理事、会計監査委員の別をいう。
 - 2) 立候補届出方法
 - 3) 立候補届出期間
5. 立候補の意志ある正会員は締め切り日時までに役員選出委員長宛書面にて理事或いは会計監査委員に立候補する旨を届け出る。
6. 立候補届出様式は自由であるが、次の事項を備えていること
 - 1) 氏名、生年月日、住所
 - 2) 卒業期及び卒業時のクラス名
 - 3) 選挙対象の区分

第5条（役員候補推薦及び二役推薦）

1. 候補者が定員に満たない場合、役員選出委員会は候補者を推薦し、候補者を充足する。
2. 役員選出委員会は推薦候補者名を評議委員会に提案し、承認を得る。
3. 評議委員会は立候補による役員候補者及び評議委員会で承認された推薦役員候補者を役員候補者として総会に提案する。

第6条（選挙）

1. 総会に於いて会長理事、副会長理事、理事及び会計監査委員に区分して選出する。
2. 理事及び会計監査委員は総会出席者の過半数の賛成で選出される。

第7条（細則の改廃）

本細則の改廃は、評議委員会の決議による。

第8条（本細則の履歴）

2002(H14)年3月16日 制定

2013(H25)年3月23日 改定

2022(R4)年3月19日 改定